

## 海外における性犯罪者の登録義務制度の概要 (No.2)

	アメリカ	韓国
登録義務制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦法により、一定の基準を定めている。運用の詳細は、各州が規定。</li> <li>○定める最低基準を順守しない州に対して、連邦補助金の一部削減を行う旨規定している。</li> </ul> <p><b>1994年「ウェンクリング法」1996年「メーガン法」2006年「アダム・ウォッシュユ子どもの保護及び安全法」</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年の性保護に関する法律により、一定の場合に、性犯罪者の氏名、住所等が公衆に公開されている。「身上公開制度」</li> <li>○青少年（<b>19歳未満</b>）を対象とする性犯罪の処罰と手続きに関する特例を規定し、被害者である青少年を保護、救済し、青少年の人権を保障し、健全な成長を期するもの。</li> <li><b>2000年「青少年の性保護に関する法律」</b></li> </ul>
性犯罪の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年少者に対する犯罪（未遂も含む） 誘拐、不法監禁、性的行為など</li> <li>○暴力的な性犯罪（未遂も含む） 加重性的虐待以上の罪で州法に規定されているもの又は、加重性的虐待の意図で行われる他人との身体的接触を内容とする罪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年対象性犯罪 青少年に対する強姦・強制わいせつ等</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有罪判決を受けた者 刑務所から釈放、仮釈放、監視下の釈放又は保護観察に付された者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年対象性犯罪による有罪判決を受けた者</li> </ul>
対象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名、社会保障番号、居住地、勤務地、使用する車両、身体的特徴、犯罪歴、指紋・掌紋、写真、犯罪歴、DNAサンプル等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名、住民登録番号、住所及び実際の居住地、就業及び職場等の所在地、生年月日、顔写真、所有車両の登録番号</li> </ul>
登録期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを被害者とする性犯罪を行った者や累犯者など、危険度が高い者は、終身</li> <li>○危険度が低い犯罪者については<b>10年間</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録期間は<b>10年間</b></li> </ul>
登録手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住地、勤務地、通学地のそれぞれの法執行機関に登録。（通常は、居住地）</li> <li>○郵送や電話のほか、本人確認のため、本人に出頭を求め対面方式の場合もある。</li> <li>○性犯罪者の危険度が高い場合、対面方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判決確定し、提出義務の告知事項を受けた日から<b>30日以内</b>に警察署長（矯正施設収容の場合は施設長）に対して身上情報を届出。</li> </ul>
更新手続き 変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所変更の場合は、届出。</li> <li>○分類に従い、<b>3か月</b>、<b>6か月</b>、<b>1年ごと</b>に確認手続き。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提出情報が変更された場合には事由と変更内容を<b>30日以内</b>に届けなければならない。</li> <li>○写真は、一年毎に新たに撮影した写真を提出</li> </ul>
届出義務違反の罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○故意に登録又は登録変更しなかった場合、<b>1年以上</b>の拘禁刑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正当な事由なく提出情報若しくは変更情報を提出せず、又は虚偽の情報を提出したときは、<b>1年以下</b>の懲役又は、<b>500万ウォン</b>以下の罰金に処する。</li> </ul>
性犯罪登録制度の施行日以前に行われた犯罪への届出義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加重性的暴行、強姦、加重性的接触、性犯罪の目的による誘拐、<b>16歳以下</b>の子どもを性的行為に巻き込む等児童の福祉を危険に陥れるような犯罪 →施行日以後に判決を受けた者が登録 施行日に拘束されている者、保護観察・仮釈放等の者も登録</li> </ul>	<p>確認できず</p>

※参考文献 レファレンスNo.655「性犯罪者情報の管理・公開」、「2008 法務総合研究所研究部報告38」

外国の立法 234「青少年の性保護に関する法律」